

平成27年5月21日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{学 校 長} \\ \text{施設管理者} \\ \text{事 業 者} \end{array} \right)$ 殿

東京都福祉保健局感染症危機管理担当部長

(公 印 省 略)

保健所長が結核の予防又は医療を効果的に実施するため必要があると認めるときに、結核の患者が処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導の実施を依頼する先について（通知）

日頃より東京都の結核対策に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

標記の件については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「省令」という。）がそれぞれ改正、施行され、保健所長は結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療を効果的に実施するため必要があると認めるときに、結核の患者が処方された薬剤を確実に服用する指導、その他必要な指導の実施を依頼することができることになりました。

つきましては、今後、貴職管理下において職員、生徒並びに施設利用者等に結核患者が発生し、保健所から依頼を受けた折には、保健所の指導の元に御協力いただきますよう御願い申し上げます。

記

1 改正省令の概要

法第53条の14第2項が新設され、「保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療を効果的に実施するため必要があると認めるときは、病院、診療所、薬局その他厚生労働省令で定めるものに対し、厚生労働大臣が定めるところにより、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導の実施を依頼することができる。」と追加されました。

また、省令第27条の10が新設され、厚生労働大臣が定める処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導の実施の依頼先（法53条の14第2項の規定による厚生労働省令で定めるもの。）が定められました。依頼先については、別記のとおりです。

2 施行日

平成27年5月21日

3 ^ド_ツ^ツDOTSについて

DOTSとは（Directly Observed Treatment Short-course 直接服薬確認療法）の略で、潜在性結核感染症を含む医療が必要な全結核患者が服薬治療を完了し、確実に結核を治癒させることをDOTSの目的としています。

長期間、規則的に服薬を続けることは非常に難しいことであり、誰もが服薬中断する可能性

があることを十分認識した上で、患者中心のDOTSを実施することが重要です。

保健所から依頼されるDOTSの例としては、貴職管理下にある結核患者の服薬について、その教職員並びに上司等が服薬支援者として患者の服薬を見届ける、あるいは見守る等が考えられます。

4 結核について

都内では毎年約 2,500 人が新たに結核と診断されており、結核は、今なお我が国における重大な感染症です。

近年、学校や施設の教職員、講師等が結核を発病する事例が見られます。狭い空間で多くの生徒が学習する学校や住民等が利用する施設では、教職員や講師等が結核を発病すると集団感染に繋がるおそれがあります。

5 その他参考となる Web サイト

東京都福祉保健局ホームページ 結核情報・対策

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/kekkaku/index.html>

問合せ先
東京都福祉保健局健康安全部
感染症対策課結核係
電話 (03) 5320-4483

別 記

- ・学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）
- ・矯正施設（刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）
- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に規定する指定訪問看護事業者
- ・生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設
- ・売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に規定する婦人保護施設
- ・老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する老人福祉施設
- ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業を行う者
- ・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号）に規定するホームレス自立支援事業を行う事業者
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する移動支援事業を行う者、地域活動支援センターを経営する事業を行う者、福祉ホームを経営する事業を行う者、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者並びに地域生活支援事業を行う者
- ・上記に掲げるもののほか、保健所長が適当と認めるもの